

佐賀県訓令甲第7号

本 庁
現 地 機 関

佐賀県文書管理規程及び佐賀県本庁決裁等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月10日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県文書管理規程及び佐賀県本庁決裁等規程の一部を改正する訓令
(佐賀県文書管理規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書管理規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(決裁区分の表示) 第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、脱炭素社会推進総括監専決事項、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙²」、課長専決事項、室長専決事項、政策企画監専決事項、さがデザインディレクター専決事項、企業立地推進監専決事項及び家畜防疫対策企画監専決事項については「丁」、参事専決事項、技術監専決事項、検査監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、情報監専決事項、監査監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹専決事項については「丁²」、	(決裁区分の表示) 第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、脱炭素社会推進総括監専決事項、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙²」、課長専決事項、室長専決事項、政策企画監専決事項、さがデザインディレクター専決事項、企業立地推進監専決事項及び家畜防疫対策企画監専決事項については「丁」、参事専決事項、技術監専決事項、検査監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、情報監専決事項、監査監専決事項、<u>こども政策調整監専決事項</u>、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹

改正前	改正後
係長専決事項については「 ³ 丁」の表示をしなければならない。	専決事項については「 ² 丁」、係長専決事項については「 ³ 丁」の表示をしなければならない。

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第2条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 参事 組織規則第23条第3項に規定する参事、技術監、検査監、国民保護・防災対策監、情報監、監査監及び団体検査・指導監並びに組織規則第27条第1項の規定により置かれた参事及び技術監をいう。 (7)・(8) 略	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 参事 組織規則第23条第3項に規定する参事、技術監、検査監、国民保護・防災対策監、情報監、監査監、<u>こども政策調整監</u>及び団体検査・指導監並びに組織規則第27条第1項の規定により置かれた参事及び技術監をいう。 (7)・(8) 略

附 則

この訓令は、令和7年10月14日から施行する。